

こども医療費における自己負担の全額助成について

1 目的

こどもが疾病に罹ったり、負傷した場合に経済的支援を行うことにより、安心して医療を受け、こどもが健康的に生活できる環境づくりを行います。

これまでも助成を行ってきましたが、子どもに対する医療において、経済的な不安により医療の受診を迷うことが無くなるよう、更に保険診療分の無料化に取り組みます。

2 政策根拠

- 第2次牧之原市総合計画
” 室 “ 子ども育成プロジェクト 子育て世帯への経済的支援の充実
- 牧之原市子ども・子育て支援事業計画
自らの希望に基づき、結婚し、産み育てられる環境づくり

3 改正内容

こども（中学生以下）が医療を受ける場合、保険診療に係る自己負担額を全額、こども医療費として助成する。

概要

	現行（平成 27 年 9 月末まで）	改正（平成 27 年 10 月から）
通院	診療一回当たり 500円 月4回まで負担。以降は無料。	無料
入院	入院1日当たり 500円 食事療養標準負担額は除く。	無料 食事療養標準負担額は除く。

いずれも保険診療分に限る。個室料、証明書手数料等の自費分は含みません。

4 利用方法

利用方法は、これまでと変更ありません。

(1) 現物給付

市が交付するこども医療費受給者証を医療機関の窓口に表示することにより、自己負担額の全額を助成します。保険診療分の支払いが無くなりますので、自費分のみをお支払いすることになります。

(2) 償還払い

こども医療費受給者証を忘れていたり、県外の医療機関で受診した場合に領収書等の必要書類を提出して医療費助成の申請をするものです。医療機関の窓口では、各加入の健康保険で定められた自己負担額をお支払いいただきますが、申請により保険診療分の自己負担額の全額を助成します。

5 周知方法

市 民：広報まきのほら 9月号掲載、記者懇談会での報告（9月28日）

保険者等：国民健康保険組合連合会及び利用実績の多い組合等へは通知済み。

（国保連会報で県下医療機関へ周知するように依頼済み）

医療機関：榛原医師会を通じて、各医院への情報提供及び待合室への「お知らせ」
掲示の依頼済み。近隣総合病院へ通知済み。